

行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号「審査会が諮問不要と認める場合」 について

- 申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合は、行政不服審査会への諮問を義務付けていない（法第 43 条第 1 項第 8 号）。
- ただし、審査庁が処分庁又はその上級行政庁のいずれでもなく、申請に対する一定の処分をすべき旨を命ずる権限も付与されていない場合は、審査請求の裁決の際に申請の全部を認容する内容の措置をとることができないので、前記の規定（第 8 号）は適用されない。
- しかし、前記のような場合であっても、審査請求に係る処分の全部を取り消す裁決をしようとする場合には、審査請求人の権利利益の救済が最大限に図られることから、行政不服審査会への諮問を行う意義は乏しいと考えられ、法第 43 条第 1 項第 5 号の規定の運用により、諮問を要しないものとするのが適当であると考えられる。

（「逐条解説 行政不服審査法」（総務省行政管理局）【資料 3 - 2 参照】）

- したがって、前記のような場合には、法第 43 条第 1 項第 5 号の規定により、大阪府行政不服審査会への諮問を要しないものとして認めることとしたい。

（大阪府行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について（案）【資料 3 - 3 参照】）

○行政不服審査法（抜粋）（平成二十六年法律第六十八号）

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一―四 （略）

五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

六・七 （略）

八 第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

2・3 （略）

(処分についての審査請求の認容)

第四十六条 処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

3・4 (略)

(不作為についての審査請求の裁決)

第四十九条 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。

4・5 (略)